



老 発 第 1224003 号

平成 15 年 12 月 24 日

国税庁課税部長 殿

厚生労働省老健局長

介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る  
医療費控除の取扱いについて（照会）

標記については、「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成 12 年 6 月 1 日老発第 509 号国税庁課税部長あて厚生省老人保健福祉局長照会。以下「平成 12 年照会」という。）及びそれに対する国税庁課税部長回答（平成 12 年 6 月 8 日課所 4-10。以下「平成 12 年回答」という。）により取り扱われているところである。

今般、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年厚生省告示第 19 号）の一部が改正され（平成 15 年厚生労働省告示第 50 号）、平成 15 年 4 月 1 日から適用されることとなったところであるが、別表指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費口に掲げる「家事援助が中心である場合」は「生活援助が中心である場合」に名称が変更されたことなどから、同日以降の介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについては、平成 12 年照会中、記の 2（1）ただし書及び様式例の注 3 中「家事援助」とあるのは「生活援助」と、記の 3 中「厚生大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えて、取り扱われるものと考えて、貴庁の見解を承りたく照会する。

(参考) 読み替え後の「平成12年照会」

老 発 第 509号

平成12年6月1日

国税庁課税部長 殿

厚生省老人保健福祉局長

介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る  
医療費控除の取扱いについて（照会）

在宅介護サービス（在宅入浴サービスを含む。以下同じ。）の対価に係る医療費控除の取扱いについては、「医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について」（平成2年7月27日老福第145号厚生省大臣官房老人保健福祉部老人福祉課長ほか通知）に基づき取り扱われてきたところであるが、平成12年4月1日からの介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の施行により、法第7条第5項に規定する居宅サービスについては、通常、指定居宅介護支援事業者が、保健医療サービスとの連携や必要に応じて利用者の主治の医師の意見を踏まえて、利用者個人ごとに、「居宅サービス計画」（法第7条第18項に規定する「居宅サービス計画」をいう。）を作成し、これに基づいて、各種の居宅サービスが提供されるようになった。

また、法第2条第2項において、介護保険サービスは、「医療との連携に十分配慮して行わなければならない」とされ、居宅サービス計画の策定過程等を通じて医療や保健との連携が図られる。

こうしたことから、介護保険制度の施行に伴い、同制度の下で提供される居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて、下記のとおりと考えるが、貴庁の見解を承りたく照会する。

## 記

在宅介護サービスについては、これまで、傷病により寝たきり等の状態にある者が、在宅療養を行うため、医師の継続的な診療を受けており、かつ、一定の在宅介護サービスの供給主体が、その医師と適切な連携をとって在宅介護サービスを提供した場合の、その在宅介護サービスを受けるために要する費用については、「療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話の対価」として医療費控除の対象とされてきたところである。

これまでのこうした取扱いと介護保険制度における居宅サービスの提供方法を勘案すれば、介護保険制度の下で提供される居宅サービスのうち、「療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話の対価」として、1の対象者について、2の対象となる居宅サービスに係る3の対象費用の額が、「療養上の世話を受けるために特に依頼した者による療養上の世話の対価」として医療費控除の対象となる金額と解される。

また、当該居宅サービスが、法第43条又は第55条に規定する居宅介護（支援）サービス費等に係る支給限度額の範囲内で提供されるものであれば、当該者の病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えないものであると解される。

### 1 対象者

次の（1）及び（2）のいずれの要件も満たす者

（1）法第7条第18項に規定する居宅サービス計画（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第64条第1号ハ（第85条において準用される場合を含む。以下同じ。）に規定する「指定居宅サービスの利用に係る計画」（同号ハの市町村への届出が受理されているものに限る。）を含む。以下「居宅サービス計画」という。）に基づいて、居宅サービスを利用すること。

（2）（1）の居宅サービス計画に次に掲げる居宅サービスのいずれかが位置付けられること。

イ 法第7条第8項に規定する訪問看護

ロ 法第7条第9項に規定する訪問リハビリテーション

ハ 法第7条第10項に規定する居宅療養管理指導

ニ 法第7条第12項に規定する通所リハビリテーション

ホ 法第7条第14項に規定する短期入所療養介護

（注）イについては、老人保健法及び医療保険各法の訪問看護療養費の支給に係る訪問看護を含む。

### 2 対象となる居宅サービス

1の（2）に掲げる居宅サービスと併せて利用する次に掲げる居宅サービス

（1）法第7条第6項に規定する訪問介護

ただし、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス給付費単位表1訪問介護費口に掲げる生活援助が中心である場合を除く。

（2）法第7条第7項に規定する訪問入浴介護

(3) 法第7条第11項に規定する通所介護

(4) 法第7条第13項に規定する短期入所生活介護

(注) 1の(2)のイからホに掲げる居宅サービスに係る費用については、1の対象者の要件を満たすか否かに関係なく、利用者の自己負担額全額が医療費控除の対象となる。

### 3 対象費用の額

2に掲げる居宅サービスに要する費用(法第41条第4項第1号若しくは第2号又は法53条第2項第1号若しくは第2号に規定する「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」をいう。)に係る自己負担額

(注) 自己負担額とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる額をいう。

#### (1) 指定居宅サービスの場合

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。)第2条第4号に規定する居宅介護サービス費用基準額から法第41条第4項に規定する居宅介護サービス費の額を控除した額又は基準省令第2条第7号に規定する居宅支援サービス費用基準額から法第53条第2項に規定する居宅支援サービス費の額を控除した額

#### (2) 基準該当サービスの場合

指定居宅サービスの場合に準じて算定した利用者の自己負担額

### 4 領収証

法第41条第8項(第53条第4項において準用する場合を含む。)及び規則第65条(第85条において準用する場合を含む。)に規定する領収証に、3の対象費用の額を記載する。(別紙様式例参照)

なお、既に発行した領収証がある場合や介護保険施行後、当面この様式例に依り難い場合においては、法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスを提供する事業者は、領収証のほかに、利用者が医療費控除を受ける場合の、確定申告書に添付又は確定申告の際に提示する書類として、居宅サービス計画を作成した事業者名及び医療費控除の対象となる金額を記載した書面を交付する。

(様式例)

居宅サービス利用料領収証

(平成 年 月分)

利用者氏名				
費用負担者氏名				続柄
事業所名及び住所等	(住所： 印 )			
居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者名				
NO	サービス内容/種類	単価	回数	利用者負担額(保険対象分)
①				円
②				円
③				円
④				円
⑤				円
NO	その他費用(保険給付対象外のサービス)	単価	回数	利用者負担額
①				円
②				円
③				円
領収額	円	領収年月日 平成 年 月 日		
うち医療費控除の対象となる金額	円			

(注)

- 1 本様式例によらない領収証であっても、「居宅サービス計画を作成した介護支援事業者名」と「医療費控除の対象となる金額」が記載されたものであれば差し支えありません。  
なお、利用者自ら居宅サービス計画を作成し、市町村に届出が受理されている場合においては、居宅サービス事業者は、居宅介護支援事業者名の代わりに当該市町村名を記入してください。
- 2 サービス利用料が区分支給限度基準額又は種類支給限度基準額を超える部分の金額については、「その他費用(保険給付対象外サービス)」欄に記載してください。
- 3 訪問介護事業者にあつては、「うち医療費控除の対象となる金額」欄には、利用者負担額(保険対象分)のうち生活援助中心型に係る訪問介護以外のサービスに係る利用者負担額(保険対象分)の合計額を記載してください。
- 4 この領収証を発行する居宅サービス事業者が訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護を提供している場合には、これらのサービスに係る利用料についても併せて記入してください。
- 5 医療費控除を受ける場合、この領収証を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。